補足資料

こども家庭庁とこども基本法の概要と解説

株式会社 みらい

目　　次

1．子どもを取り巻く社会的状況…… 1
（1）少子化の進行
（2）児童虐待相談件数の増加
（3）不登校児童やいじめの増加
（4）子どもの貧困

2．こども家庭庁…… 2
（1）こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
（2）こども家庭庁の組織・事務・権限について

3．こども基本法…… 8
（1）こども基本法成立の背景
（2）こども基本法の基本理念

4．こども政策（こども家庭庁）に関わる今後の課題…… 9
（1）幼保一元化に向けて
（2）安定的な財源の確保

令和３（2021）年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」等に基づき、「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」が令和４（2022）年６月15日の国会で成立し、令和５（2023）年４月１日に「こども家庭庁」が発足した。ここでは、令和５（2023）年３月現在の情報[1)]を基に、「こども家庭庁」及び「こども基本法」に関して解説していく。

１．子どもを取り巻く社会的状況

（1）少子化の進行

わが国の出生数は、令和２（2020）年が約84万人、令和３（2021）年が約81万人と過去最少を更新した[2)]。さらに令和５（2023）年２月発表のデータでは、令和４（2022）年は、79万9,728人と80万人を下回っており[3)]、国の予測を上回る速度で出生数は減少し続けている。また、合計特殊出生率は、過去最低であった平成17（2005）年の1.26以降緩やかに回復の傾向がみられていたが、近年は、令和２（2020）年が1.33、令和３（2021）年が1.30と７年連続で下降を続けている。これまでもさまざまな少子化対策が取られてきたが、一向に改善がみられておらず、こうした状況を受け、岸田首相は令和５

図１　出生数及び合計特殊出世率の年次推移

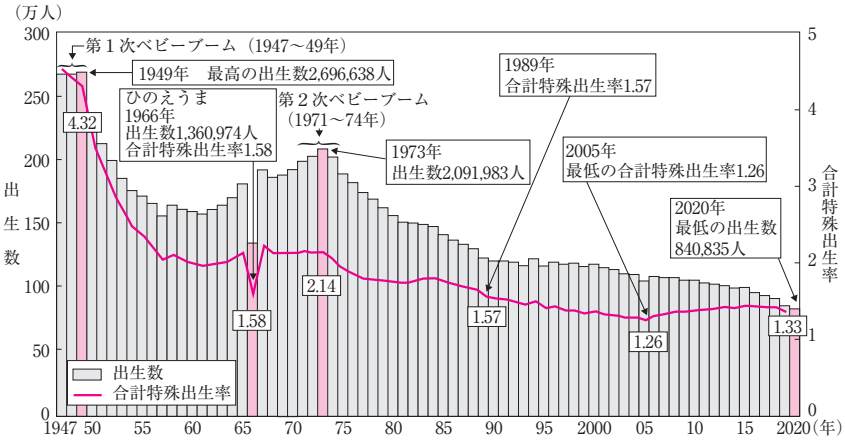

資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。
出典：内閣府令和４年度「少子化社会対策白書」
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2022/r04webgaiyoh/html/gb1_s1.html

（2023）年年頭の記者会見で「異次元の少子化対策」を掲げ、本格的に少子化対策に取り組むことを表明している。

（2） 児童虐待相談件数の増加

厚生労働省の調査[4)]によると、児童相談所での児童虐待の相談対応件数は増加し続けており、令和３（2021）年度は過去最多の約20万7,000件を記録している。心理的虐待相談件数の増加や、虐待相談窓口の普及による家族・親戚、近隣知人、児童本人等からの通告が増加したことが理由にあげられている。

（3） 不登校児童やいじめの増加

文部科学省の調査[5)]によると、平成24（2012）年以降、小学校・中学校ともに不登校児童の数は増え続けており、令和３（2021）年は小学生の77人に１人、中学生の20人に１人が不登校状態になっている。

また、文部科学省が令和３（2021）年に発表した調査[6)]によると、令和２（2020）年度の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約51万7,000件である。過去最高を記録した令和元（2019）年度の約61万2,000件に比べると減少しているが、一方でパソコンや携帯電話などを使ったいじめ（Twitter や LINE などを利用した SNS いじめ）が増加傾向にある[7)]。

（4）子どもの貧困

厚生労働省が令和元（2019）年に発表した調査[8)]によると、日本における子どもの貧困率は13.5％（約280万人）と、子どもの７人に１人が貧困状態にある。さらにひとり親家庭では貧困率は48.1％である。子どもの間に、経済的困窮を要因とする教育格差、体験格差（習い事や旅行など）が広がっている。

2．こども家庭庁

（1）こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

令和３（2021）年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」では、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策をわが国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こど

図２　今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案	◆こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。 ◆家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事者の意見を政策に反映。
全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上	◆妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。 ◆安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職域、地域等が一体的に取り組む。
誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援	◆全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。 ◆こども本人の福祉というだけにとどまらない我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。
こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援	◆こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。 ◆教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。
待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換	◆地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。 ◆SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。
データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）	◆様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善。

出典：内閣官房「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（概要）」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin_gaiyou.pdf

もを取り巻くあらゆる環境を視野にいれ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという、「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトとして掲げ、そのための新たな司令塔として、令和５（2023）年４月にこども家庭庁を創設することが示された[9)]。

この基本方針では、今後のこども政策の基本理念として、次の６つが示されている（図２）。

(2) こども家庭庁の組織・事務・権限について

前項のこども政策を強力に進めていくための新たな行政組織として、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任

務とする「こども家庭庁」が創設された。

これまで、こども関連の社会課題に対する国の施策は、課題の内容に応じて別々の省庁で行われてきたが、こども家庭庁は、その司令塔としてこれらのこども政策全体を統括する、いわばリーダー的な存在になる。

こども家庭庁に移管される事務には、内閣府（子ども・子育て本部など）から、認定こども園、少子化対策、子どもの貧困対策、児童手当など、厚生

図３　こども家庭庁の組織・事務・権限について（イメージ）

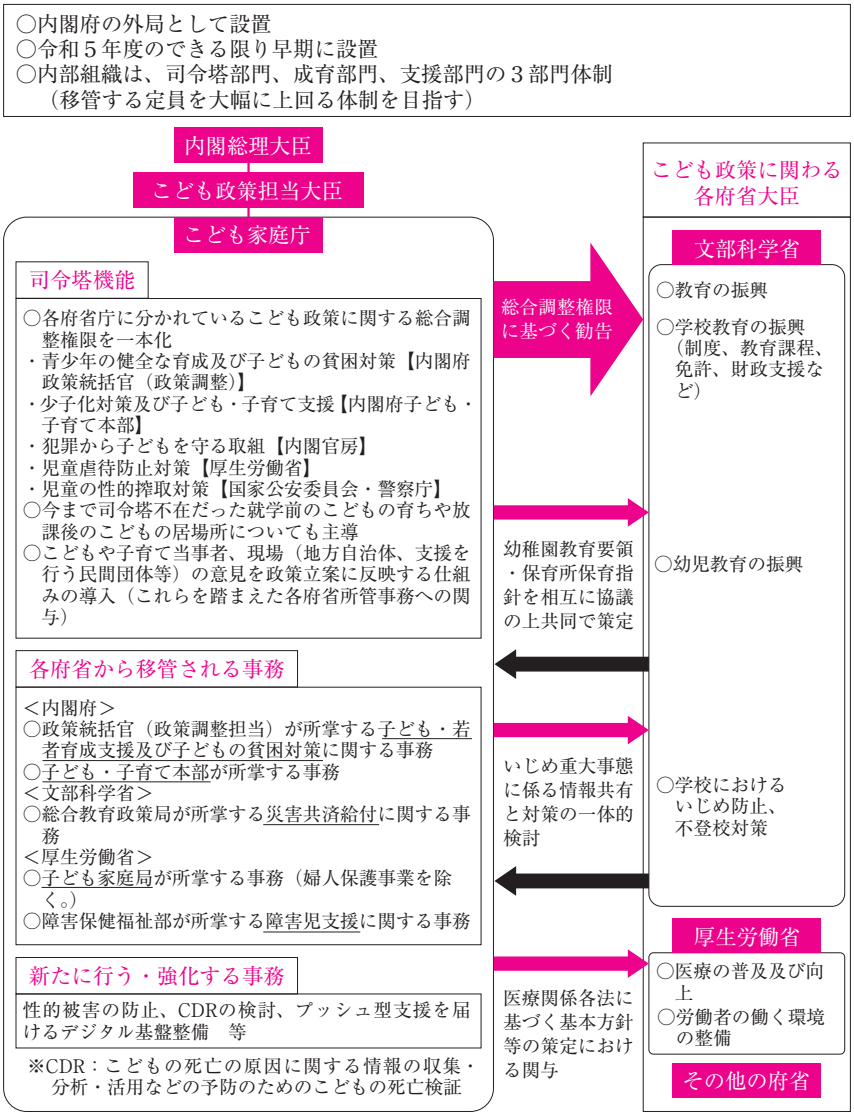

出典：内閣府「令和４年版 子供・若者白書」
https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r04honpen/s1_3.html

図４　こども家庭庁の創設について（イメージ）

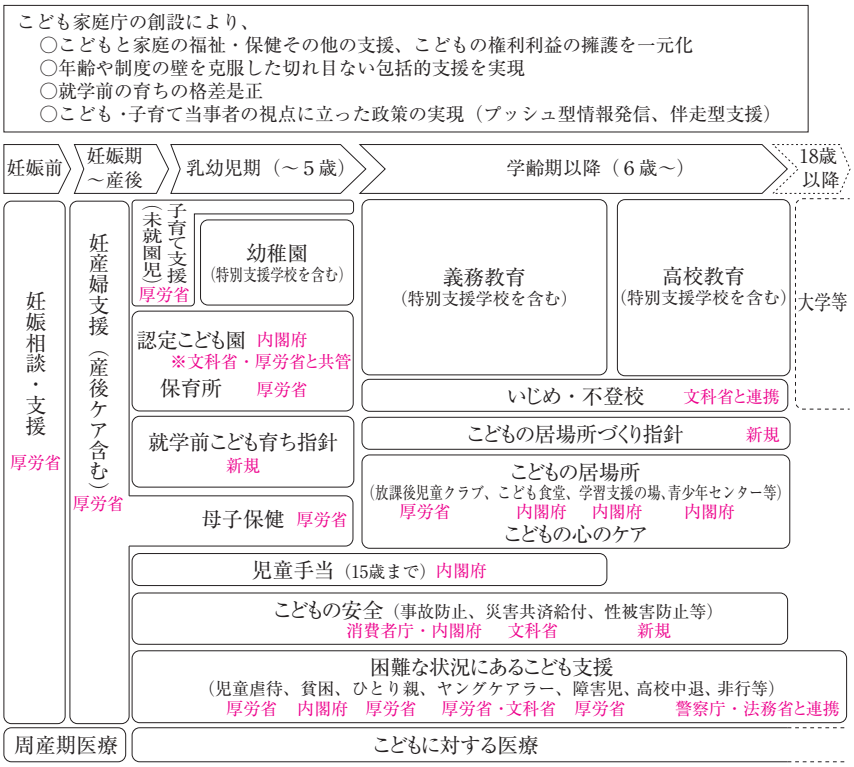

出典：内閣府「令和４年版 子供・若者白書」
https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r04honpen/s1_3.html

労働省（子ども家庭局など）から、児童虐待防止、ひとり親家庭支援、母子保健、保育所などがある。

一方、こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実させることとし、幼稚園やいじめ対策は、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携していくことになっている。

こども家庭庁の組織体制として、以下の３つの部門が準備されている。

①　長官官房（企画立案・総合調整部門）

・こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整（こども大綱の策定、少子化対策、こどもの意見聴取と政策への反映等）
・必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
・データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善　など

②　こども成育局

・妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等基本方針の策定

・就学前の全てのこどもの育ちの保障（就学前指針（仮称）の策定）、認定こども園教育保育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定

・相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり

・こどもの安全（「日本版ＤＢＳ」、「ＣＤＲ」の導入検討）　など

③　こども支援局

図５　こども家庭庁組織図概要

※組織の名称は仮称

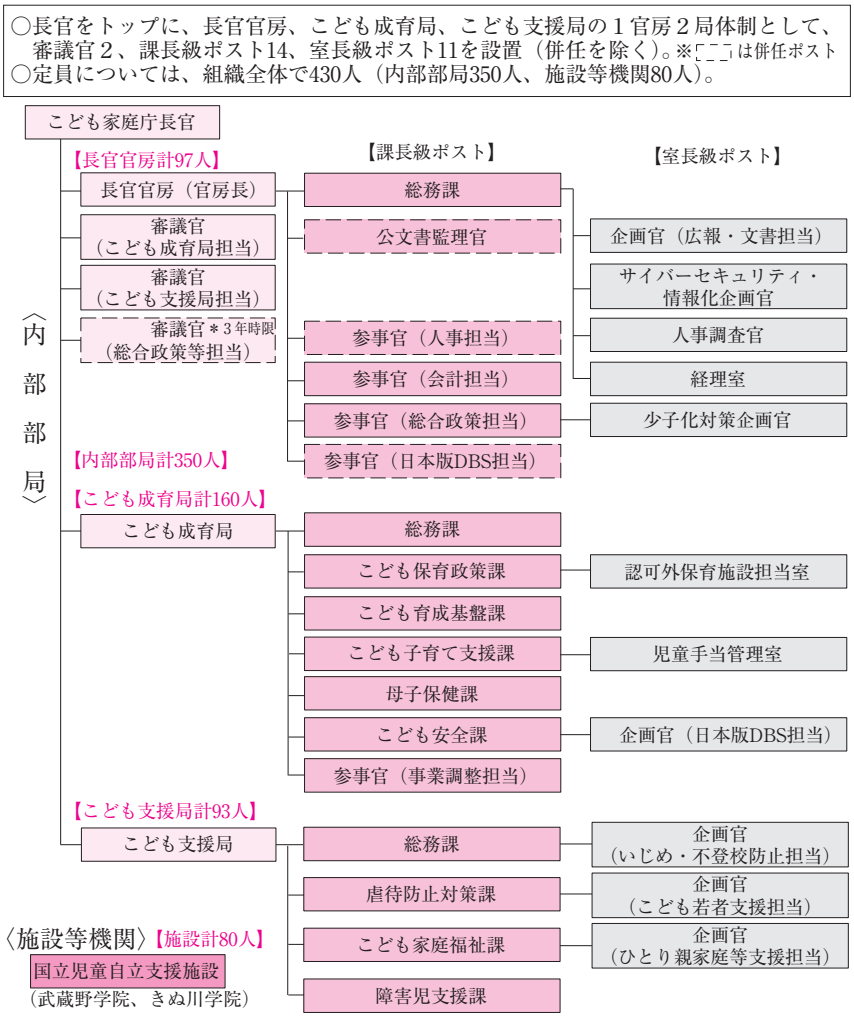

出典：内閣官房「こども家庭庁組織図概要」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/pdf/r5_sosiki_gaiyou.pdf

・様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
・児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
・こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
・障害児支援
・いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進　など

図６　こども基本法の位置づけと概念

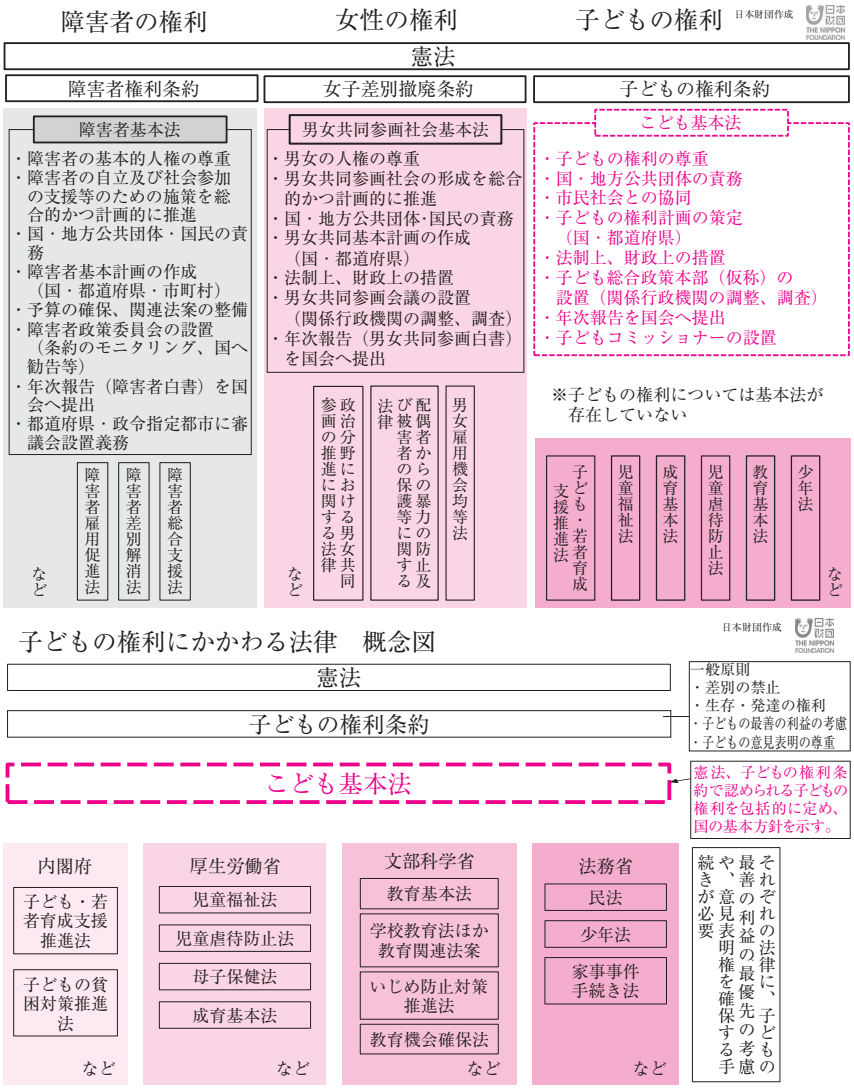

出典：日本財団「こども基本法 WEB サイト」を一部改変
https://kodomokihonhou.jp/about/

3．こども基本法

(1) こども基本法成立の背景

「こども家庭庁設置法」と同時に「こども基本法」が令和４（2022）年６月15日に成立した。日本は国連総会で採択された「子どもの権利条約」を平成６（1994）年に批准したものの、30年近く経つ現在、児童虐待など「こどもの権利」に抵触する現象が社会問題になっている。にもかかわらず、日本にはこどもに関わるあらゆる場面で、こどもの権利が守られるべきと定める基本の法律がなかった。こどもをめぐる問題を抜本的に解決し、養育、教育、保健、医療、福祉等のこどもの権利施策を幅広く、整合性をもって実施するには、こどもの権利に関する国の基本方針、理念及びこどもの権利保障のための原理原則が定められる必要があり、憲法及び国際法上認められるこどもの権利を、包括的に保障する「基本法」という法形式が必要なのである。

(2) こども基本法の基本理念

こども基本法の基本理念として、以下の６点が掲げられており、こどもの人権を尊重すること、こどもの教育と福祉を保障すること、子育てにおいては家庭が第一であることなどが盛り込まれている[10)]。

① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

4．こども政策（こども家庭庁）に関わる今後の課題

（1）幼保一元化に向けて

上述してきたように、こども家庭庁の創設により、内閣府が所掌している認定こども園、厚生労働省が所掌している保育所については、こども家庭庁に移管されるが、幼稚園については、文部科学省が引き続き担当することになり、こども家庭庁と連携することになっている。わが国の保育制度は、第二次世界大戦以降、文部省管轄の学校である幼稚園と厚生省管轄の児童福祉施設である保育所として二元化した状態が続いている。これまでに、平成18（2006）年の認定こども園の新設、平成27（2015）年の子ども・子育て支援新制度の開始時など、幼保一元化（一体化）に向けた動きがあったものの、未だに縦割り行政が続いており、今回のこども家庭庁の創設によっても、幼保一元化（一体化）が実現されることはなかった。

（2）安定的な財源の確保

前述したように、岸田首相は令和５（2023）年年頭の記者会見で「異次元の少子化対策」を掲げ、少子化対策を含むこども関連予算を倍増する考えを示しているものの、現時点では、財源の確保については、明確に示されていない。絵に描いた餅にならないように、財源確保については注視していく必要がある。

1）内閣官房「こども政策の推進（こども家庭庁の設置等）」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/index.html

2）内閣府「令和４年度 少子化社会対策白書」
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2022/r04webgaiyoh/html/gb1_s1.html

3）厚生労働省「人口動態統計速報（令和４年12月分）」
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2022/dl/202212.pdf

4）厚生労働省「令和３年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」
https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000987725.pdf

5）文部科学省「令和３年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
https://www.mext.go.jp/content/20221021-mxt_jidou02-100002753_1.pdf

6）文部科学省「いじめの現状について」
https://www.mext.go.jp/content/20211122-mext_jidou01-000019036_03.pdf

7）前掲５）

8）　厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/dl/03.pdf
9）　内閣官房「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin.pdf
10）内閣官房「こども基本法の概要」
https://www.cas.go.jp/jp/houan/220622/78gaiyou.pdf

こども家庭庁とこども基本法の概要と解説

2023年３月31日　第１刷発行

監　　修　三浦主博（仙台白百合女子大学教授）
発 行 者　竹鼻均之
発 行 所　株式会社 みらい
〒500-8137　岐阜市東興町40　第五澤田ビル
電 話　058-247-1227㈹
ＦＡＸ　058-247-1218
https://www.mirai-inc.jp

＊無断転用・データのコピーは固くお断りします。　非売品